



JAPAN P&I NEWS

組合員各位

来島海峡航路西側海域における安全対策

来島海峡において相次いで発生している衝突事故を受けて、2024年7月1日午前10時から新たな安全対策が実施されることとなりましたので、ご案内します。

安全対策の詳細については、以下の第六管区海上保安部のウェブサイトおよび添付のリーフレットをご参照ください。

第六管区海上保安庁ウェブサイト：来島海峡航路西側海域における安全対策について
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/safety/kurushima-keiroshitei.html>

安全対策の主な内容は以下のとおりです。

1. 来島海峡航路西口における経路の指定
海上交通安全法第25条第2項に基づく告示により指定される経路によって航行する必要があります。
2. 安芸灘南航路第四号灯浮標の廃止
上記経路の指定に合わせて、通航船舶の支障となる安芸灘南航路第四号灯浮標を廃止し、推薦航路を同第三号灯浮標まで短縮します。

以上

添付資料：海上保安庁周知用リーフレット

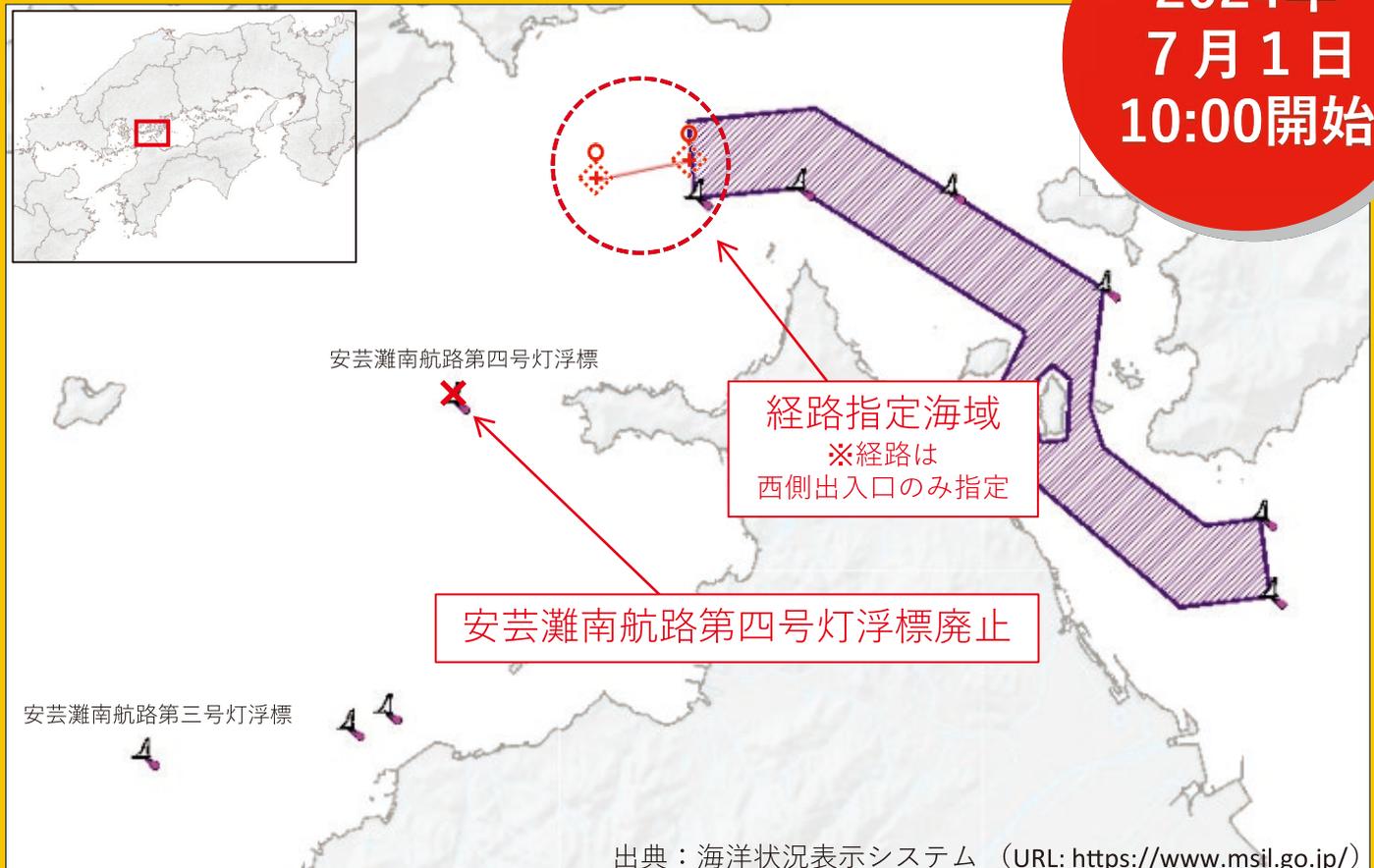


来島海峡航路に出入り する際の“**経路**”を 新たに指定します

来島海峡航路を航行する船舶は、海上交通安全法第25条第2項に基づく告示により指定される経路によって航行する必要があります。
(経路の概要は裏面をご参照ください。)

経路の指定に合わせて安芸灘南航路第四号灯浮標を廃止し、付近の推薦航路を短縮します。

2024年
7月1日
10:00開始



経路の指定、バーチャルAIS航路標識の表示及び灯浮標の廃止等に係る詳細は、第六管区海上保安本部ホームページにてご確認ください。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/safety/kurushima-keiroshitei.html>



第六管区海上保安本部
ホームページ

問い合わせ

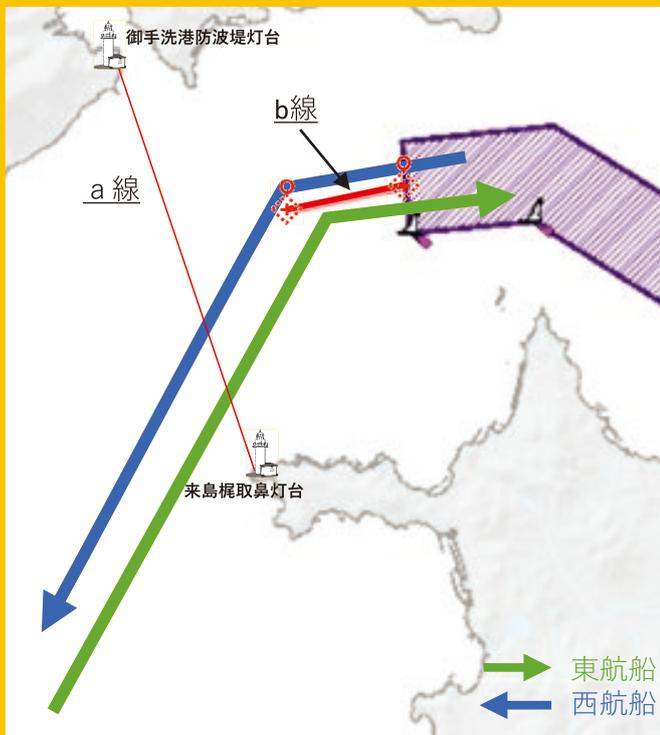
第六管区海上保安本部交通部航行安全課
広島県広島市南区宇品海岸3丁目10-17
082-251-5111(代)

2024年
7月1日
10:00開始

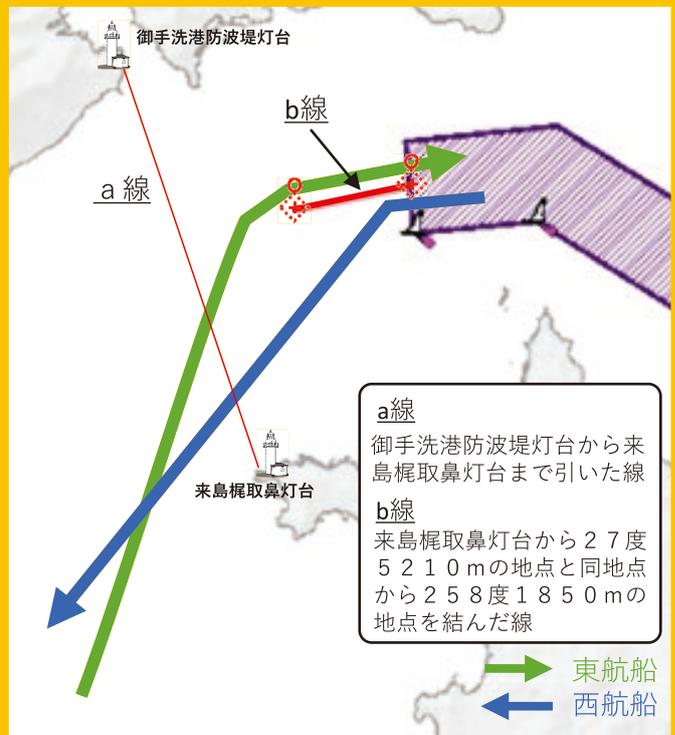
<経路の概要>

1. 来島海峡航路を西航し、a線を横切って航行しようとする船舶は、b線を横切ってはならない。
2. a線を横切り、来島海峡航路を東航しようとする船舶は、b線を横切ってはならない。

<北流時>



<南流時>



a線
御手洗港防波堤灯台から来島梶取鼻灯台まで引いた線
b線
来島梶取鼻灯台から27度52'10mの地点と同地点から25度18'50mの地点を結んだ線

出典：海洋状況表示システム

※安芸灘南航路を通航する船舶の航行経路イメージ

経路両端の表示

経路は、バーチャルAIS航路標識により東端と西端を表示します。実際に灯浮標が設置されるものではありません。

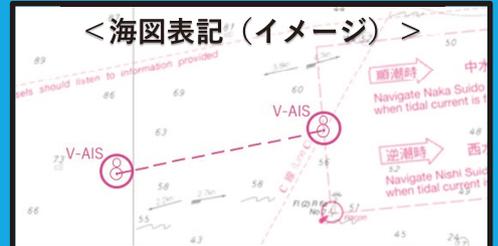
来島海峡航路西口AバーチャルAIS航路標識
V/KURUSHIMA-WEST-A
北緯34-09-24 東経132-53-55

来島海峡航路西口BバーチャルAIS航路標識
V/KURUSHIMA-WEST-B
北緯34-09-37 東経132-55-05

<レーダー画面(イメージ)>



<海図表記(イメージ)>



AIS非搭載船舶へのお願い

バーチャルAIS航路標識とは、実在しない航路標識をAISの信号により航海用レーダーや電子海図上にシンボルマークにして表示するものです。バーチャルAIS航路標識は、AIS非搭載船舶には表示されません。これら船舶は、最新の海図により経路を確認するとともに、GPSプロッター等への位置入力をお願いいたします。



令和6年3月作成